

日バス協業第184号
令和3年5月7日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

無人自動運転移動サービスの実用化に向けた「完全キャッシュレス」の取扱いについて

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局旅客課長より、「無人自動運転移動サービスの実用化に向けた「完全キャッシュレス」の取扱いについて」の通知がありました。

自動運転については、官民一体となりその実現に向けて取組を進めているところ、旅客自動車運送事業においても自動運転技術を活用した無人自動運転移動サービスの導入に係る実験等が全国各地で行われているところであります。運転者を要しない無人自動運転移動サービスの実用化にあたっては、いわゆる「完全キャッシュレス」（利用者からの運賃及び料金の支払いにおいて現金を用いることを認めず、キャッシュレス決済のみに限定することをいう。以下同じ。）による運行を検討する運送主体も存在することから、今般、乗合旅客の運送における「完全キャッシュレス」の取扱いを明確化したとのことであり、これまでの運用を変更する内容ではないとのことですので、貴会におかれても、その趣旨をご了知いただくとともに、傘下会員事業者に対し周知方よろしくお願いいたします。

(問い合わせ先)

公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田・松浦
TEL : 03-3216-4014